

<当社のL L Wの輸送に係る調査概要>

①技術基準の適合性について

当社がL L Wの輸送を委託している原燃輸送株式会社より、同社が所有する輸送容器に輸送の技術基準に満たしていない輸送容器が含まれているとの報告があったことから、当社の過去のL L Wの輸送についてすべて調査したところ、技術基準を満足していない輸送は、平成21年1月に東海・東海第二発電所からのものであることが判明した。なお、敦賀発電所は、過去のL L Wの輸送すべてが技術基準を満足していた。

○技術基準に適合してない輸送容器の数

- ・東海発電所 : 12個
- ・東海第二発電所 : 20個

②主な原因

- ・ 関係法令等を適合させた輸送容器の供給者である原燃輸送株式会社において、技術基準適合性の評価が十分でなかった（設計図面の確認で、実機の輸送容器の確認を行わなかった）こと。
- ・ また、当社においても、基準に適合した輸送容器が原燃輸送株式会社から供給されているはずとの認識で使用し、当社自らが技術基準の適合性について評価・確認を行わなかったことについて、調達管理上の問題があったこと。

③再発防止対策（主なもの）

- ・ 原燃輸送株式会社から引渡された輸送容器が技術上の基準に適合した容器であることを原燃輸送株式会社が確認した記録にて確認する。
- ・ 輸送物を作成する際の輸送容器の点検手順（記録の作成含む）を明確にする。
- ・ 輸送容器に関する責任分担について、マニュアル類の改定を行い、明確に記載する。
- ・ 今回の事象を踏まえ、L L Wの輸送に係る当社及び関係会社に対し、当該事象の経緯及び輸送物の作成の重要性を周知するとともに、L L Wの輸送に関する重要性を認識させるため、定期的に教育を実施する。

以 上

<技術基準が求めている内容>

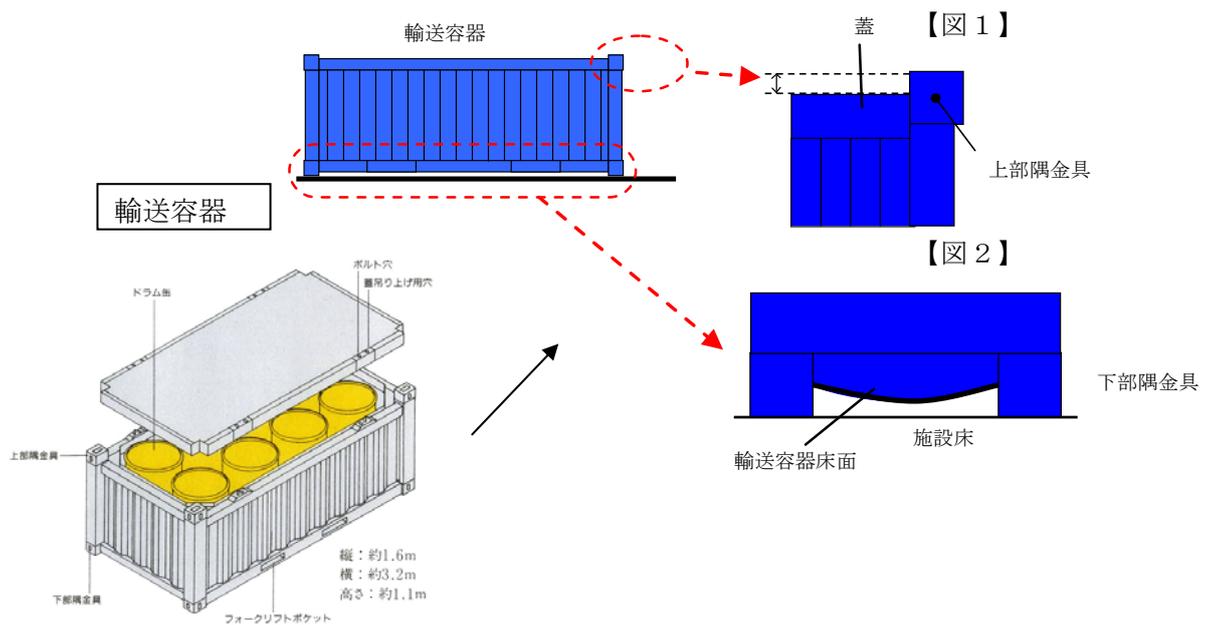
○次のいずれかの条件を満たすことが求められている。

【一般試験条件を満足する基準】

- 輸送容器内のドラム缶の配置制限が遵守されていること。
- 輸送物総重量が 7,530kg 以下であること。 など

【国際標準規格を適用した基準】

- 上部隅金具が輸送容器蓋上部から 6 mm 以上突出していること。(図 1 参照)
- 輸送物総重量が 9,130kg 以下であること。
- 輸送容器の床面が下部隅金具より 6 mm 以上、下がるようなたわみが生じないこと。(図 2 参照) など



以上